

クスリのアオキ高岡新成薬局	高岡市新成町 4 番 1 号	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
ひかり薬局定塚店	高岡市定塚町 6 番 7 号	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
クスリのアオキ小杉薬局	射水市戸破 1660 番	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
魚津病院ふれあい訪問看護ステーション	魚津市友道 789 番地	育成医療、更生 医療	訪問看護	令和元年 5 月 1 日

富山県告示第254号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
オガワ薬局	高岡市米島字 表向 448 番地 2	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
金屋アルプ薬 局	高岡市金屋町 12 番 17 号	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
早川アルプ薬 局	高岡市早川 516 番地 4	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日
ことぶきアル プ薬局	砺波市平和町 144 番地	育成医療、更生 医療	調剤	令和元年 5 月 1 日

福野アルプ薬局	南砺市高儀13番6	育成医療、更生医療	調剤	令和元年5月1日
えがお調剤薬局	黒部市堀高60番1	育成医療、更生医療	調剤	令和元年5月1日
クスリのアオキ新富薬局	砺波市新富町5番47号	育成医療、更生医療	調剤	令和元年5月1日
クスリのアオキ吉島薬局	魚津市北鬼江311番1	育成医療、更生医療	調剤	令和元年5月1日

富山県告示第255号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和元年5月31日	1611700095	社会福祉法人にいかわ苑	下新川郡入善町横山78番地1	ハートワールド	下新川郡入善町横山78番地1

富山県内水面漁場管理委員会指示第3号

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和元年5月22日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容 となっている漁場区域を除く。	令和元年6月16日午前0時から 午前5時まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

富山県内水面漁場管理委員会指示第4号

内共第15号（庄川上流）におけるあゆ採捕の制限について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和元年5月22日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表の漁場名に掲げる漁場においては、同表の期間の欄に掲げる期間、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

漁場名	期間
第5種共同漁業権内共第15号（庄川上流）	令和元年6月16日から同年9月30 日まで及び同年10月8日から同年 11月30日まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月

令和元年9月4日（水） 午後0時30分から午後5時30分まで

(2) 試験の場所

富山市友杉1682番地 富山産業展示館（テクノホール）

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

令和元年5月29日（水）から6月21日（金）まで、富山県厚生部くすり政策課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（土曜日及び日曜日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

令和元年6月10日（月）から6月21日（金）（当日消印有効）までに、郵送により指定窓口へ提出すること。

(3) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

(4) 受験手数料

15,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。）

5 合格発表

令和元年10月18日（金）午前10時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受

験番号を發表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

詳細については、富山県のホームページ及び令和元年5月29日（水）より配布する受験案内を確認すること。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たかおか共創ネット

3 代表者の氏名

藤田 衛治

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市本丸町3番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、呉西地区エリアを中心とした富山県民に対して、企業事例研究事業、オタヤ開発イベント事業、産学官連携事業、こども食堂事業を行い、地域社会の再生とそれを担う次世代のリーダーの育成を行う。また、民間企業や非営利組織の社員および市民による地域貢献活動について「共創」の理念でネットワークを構築し、地方再生による新たな市民のコミュニティ形成に寄与することを目的とする。

